

自然災害発生時の対応について

北海道標津高等学校

1 次の場合は、臨時休校とします。

標津地方、または居住している地域に「気象に関する特別警報」が発表された場合

※本校HP (<http://www.n-shibetsu.hokkaido-c.ed.jp/>) のトップページにも掲載します。

2 次の(1)・(2)のいずれにも該当する場合は、自宅待機とします。

(1) 警報の発令

朝、6時00分の時点で、標津地方、または居住している地域に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪等)が発令されている場合

(2) 公共交通機関の運休

居住している地域や、通学に使用しているバス等の公共交通機関が運休となっている場合

3 次の場合も、自宅待機をしてください。

居住している地域の天候や、道路状況により、各家庭で通学が困難であると判断した場合

4 確認事項

(1) 臨時休校

①臨時休校が前日から決まった場合は、保護者あて文書を生徒に配付し、HPにも掲載します。

②当日の朝、臨時休校が決まった場合は、クラスの連絡網でお知らせし、HPにも掲載します。

③臨時休校の翌日も交通機関への影響が残ることがあります。その場合は「交通障害による出席停止」となりますので、無理をして登校せず、保護者から担任へ連絡してください。

④臨時休校となった授業時間については、生徒の学習権確保のため、長期休業期間を利用するなどの方法で補充授業を行うことを原則とします。

(2) 自宅待機

①自宅待機の場合は、学校からの連絡はありません。保護者が判断した時点で担任へ連絡してください。電話がつながりにくいことも予想されます。追って担任から状況確認の連絡をします。

②自宅待機で欠席した場合は、「非常変災等(自然災害)による出席停止」となりますので、保護者による送迎も危機回避を最優先とし、周辺の状況を十分に考慮して判断してください。

③自宅待機で登校できなかった生徒については、個別に補充授業を行うことを検討します。

(3) その他

①通常登校後に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪等)が発令され、公共交通機関の運休が予想されるなどの場合、授業を打ち切って生徒を下校させることがあります。その際、保護者との連絡が取れない生徒は下校させられませんので、普段から緊急の連絡先を確認しておいてください。また、生徒帰宅後、学校への報告をお願いします(連絡方法は下校時に指示します)。

②冬期間に停電となった場合、学校の暖房等も使えなくなることもあります。普段から十分な防寒対策をして登校するよう、ご家庭でも配慮をお願いします。

③その他、ご不明な点等ありましたら、学校までお問い合わせください。

担当：教頭 TEL 0153-82-2015